

## 長期入院時の食事代の取り扱いが変更になります

■問い合わせ 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎64-8476  
市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

県外からの転入などで、佐賀県後期高齢者医療広域連合の被保険者となった人が、長期に入院した時の食事代の取り扱いが8月1日から変更になります。

### 《改正前》

- ①世帯全員が住民税非課税
- ②限度額適用・標準負担額減額認定証（区分Ⅱ）の交付を受けている  
上記①②の該当者が、過去12か月以内で90日以上入院をしていた場合、申請により入院時の食事代が減額されます。1食210円→160円  
※ただし、佐賀県後期高齢者医療広域連合の被保険者となる前の入院日数は、申請する際の日数として合算されません。

### 《改正後》下線の部分が改定されます。

- ①世帯全員が住民税非課税
- ②佐賀県後期高齢者医療広域連合の被保険者になる前の医療保険で「限度額適用・標準負担額認定証」の交付を受けていた  
上記①②の該当者が、過去12か月以内で90日以上入院をしていた場合、申請により入院時の食事代が減額されます。1食210円→160円  
※佐賀県後期高齢者医療広域連合の被保険者になる前の入院日数を合算することができます。

## 新しい人権擁護委員を紹介します

3月の定例市議会での答申を受けて、法務大臣から7月1日付けで新しく人権擁護委員に吉松三津子さん（筋原区）が委嘱されました。任期は3年間です。

市では毎月1回、人権に関する相談日を設けています。相談日の日程は市報の相談スケジュール（27ページ）をご覧ください。

### ■問い合わせ

人権・同和对策課

（中央公民館）  
☎75-14824



▲吉松三津子委員（筋原区）

## 高校生の積極的な採用をお願いします

県内高校生の就職希望者のうち、半数以上の生徒が県内への就職を希望しています。

景気が回復傾向にあり、人手不足が懸念される中、早期に求人を出したり求人票における積極的な情報提供は、採用決定に好影響を与えると考えられます。

依然厳しい経済状況の中ではありますが、お早めに採用計画を検討いただき、来春卒業する高校生が1人でも多く就職できるよう、ハローワークまで求人の申し込みをお願いします。新規高校卒業者を対象とする求人については、応募受付は9月5日から、採用選考の開始は、9月16日からとなります。

なお、大学・短大生等に対する求人の申し込みもハローワークで受け付けています。あわせて採用のご検討をお願いします。

### ■問い合わせ

佐賀公共職業安定所  
（ハローワーク佐賀） ☎24-5181  
佐賀労働局職業安定課 ☎32-7216

## 「ジェネリック医薬品差額通知」を郵送します

### ■問い合わせ

佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎64-8476

佐賀県後期高齢者医療広域連合では、現在服用されているお薬をジェネリック医薬品（後発医薬品）に切り替えた場合に、お薬代の自己負担額をどれくらい軽減できるか試算した差額通知ハガキを「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」として、7月31日に発送しています。

#### ○通知の対象者

該当月に処方された先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、1か月あたりの自己負担額の軽減が一定額以上見込まれる人が対象です。

#### ○通知の記載内容

1. お薬代にかかった金額のみ表示しています。  
実際の窓口でのお支払いには、技術料・管理料等の別費用が含まれていることがあります。
2. ジェネリック医薬品に切り替えるとお薬代が安くなる可能性があることをお伝えするもので、切り替えを強制するものではありません。

#### ○ジェネリック医薬品とは？

最初に作られたお薬（先発医薬品）の特許が切れた後に発売される医薬品です。先発医薬品と同等の有効成分・効能・効果をもつお薬ですが、まったく同一というわけではありません。ジェネリック医薬品を希望される場合は、まずはかかりつけの医師・薬剤師にご相談ください。

#### ○問い合わせ窓口を設置しています

通知書に関する問い合わせ専用窓口「国民健康保険中央会コールセンター」を設けています。通知書裏面にコールセンターのフリーダイヤルが記載されていますのでご利用ください。